

7 監 第 9 1 号
令和8年3月27日

福島市議会議長
福島市長

白 川 敏 明 様
馬 場 雄 基 様

福島市監査委員 矢 吹 淳 一
同 佐 藤 成
同 黒 澤 仁
同 後 藤 善 次
(公 印 省 略)

監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第1項、第4項及び第7項の規定による定期監査及び財政援助団体監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を次のとおり提出いたします。

令和7年度
定期監査 結果報告書
市民・文化スポーツ部

令和8年3月27日提出

福島市監査委員

定期監査の結果に関する報告

第1 準拠している基準

福島市監査基準

第2 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第4項に基づく定期監査

第3 監査の対象

1 対象部局

市民・文化スポーツ部：生活課、市民課、スマート窓口推進課、国保年金課、
定住交流課、文化スポーツ振興室 文化振興課、
文化スポーツ振興室 スポーツ振興課

2 対象期間

令和7年4月から令和7年9月までの執行業務
(必要に応じて令和6年度及び令和7年10月以降の執行業務)

第4 監査の着眼点

市の財務に関する事務の執行、市の経営に係る事業の管理について、次の視点で監査を行った。

- 1 収入、支出、契約、財産管理などの事務が適法、適正、正確に執行されているか
- 2 コスト縮減など経済的、効率的な事務執行が行われているか
- 3 事業手法が目的を達成するために有効なものか
- 4 内部統制の整備状況、運用状況が有効か

第5 監査の主な実施内容

重点監査事項である「市が補助金等を支出している事務」及び前回の注意事項等については、内部統制の整備状況及び運用状況について、提出を求めた資料や関係職員からの説明・聴取により有効性を評価し、リスクの程度に応じて実施した。

また、その他に関してはあらかじめ提出を求めた資料に基づき、関係職員から説明を聴取するとともに、財務関係諸帳簿との照合による書面審査、現金等確認、金庫確認、備品確認及び施設実査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

1 実施場所

福島市役所及び福島市飯野民俗資料展示室

2 日程

令和7年11月17日から令和8年3月26日まで
(うち施設実査 令和8年2月12日)

第7 監査の結果

第1から第6まで記載のとおり監査した限りでは、財務に関する事務の執行等は、おおむね法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われていると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点で軽易なものについては、別途留意又は改善を促した。